

指定管理者制度の導入について

1. 指定管理者

日興美装工業株式会社（札幌市北区北 19 条西 4 丁目 1 番 21 号）

2. 指定管理期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3. 指定管理料

417,617 千円（5 年間）

4. 指定管理業務

- （1）入居者の生活に関すること（窓口相談、生活指導、緊急対応等）
- （2）入居者管理に関すること（各種手続き）
- （3）家賃算定に関すること（収入申告、減免手続き）
- （4）収納に関すること（納付書、口座振替、代理納付）
- （5）徴収に関すること（滞納者折衝、債権回収）
- （6）建物等の維持管理に関すること（維持修繕、保守管理、防火管理、日常巡回、敷地除草等）
- （7）駐車場に関すること（各種申請、自動車保管場所使用承諾証明書の発行、保守管理）
- （8）管理人業務に関すること（共用電気料の徴収及び支払い等）
- （9）新規入居に関すること（相談、募集受付、入居手続き等）
- （10）入居替えに関すること
- （11）退去に関すること

5. 入居者サービスの向上

- （1）共益費（共用電気料・敷地除草費）の徴収及び支払い
- （2）敷地除草の実施
- （3）夜間休日（24 時間 365 日）緊急対応
- （4）空き家修繕戸数の増（平均 27 戸→下限 40 戸）
- （5）高齢者見守りサービス

6. 行政の事務効率化 ※市職員 4.5 人工減（市職員 8 人工→市職員 3.5 人工）

- （1）指定管理者への業務移管による業務量の減
- （2）定期点検（建築基準法第 12 条）の移管

7. 恵庭市営住宅窓口センターの設置

場 所：恵庭市末広町 156 番地 2（グリーンベルト沿いの旧パッケージプラザ隣）

※詳細は次ページ参照

営業時間：平日 8：45～17：15（緊急時は 365 日 24 時間対応）

連絡先：TEL 0120-002-550（フリーダイヤル化）

